

令和4年度 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団  
「介護職員等特定処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」  
にかかる賃金改善内容説明書

1. 対象事業

(介護保険)

- ・(介護予防)訪問介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・(介護予防)訪問入浴介護
- ・(介護予防)通所介護
- ・地域密着型通所介護
- ・(介護予防)特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・(介護予防)認知症対応型通所介護
- ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護
- ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護
- ・介護老人福祉施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・(介護予防)短期入所生活介護
- ・介護老人保健施設
- ・(介護予防)短期入所療養介護
- ・(介護予防)通所リハビリテーション

(障害福祉サービス)

- ・居宅介護・重度訪問介護
- ・生活介護
- ・施設入所支援
- ・就労継続支援A型
- ・就労継続支援B型
- ・短期入所
- ・障害者支援施設が行う日中活動系サービス

(その他)※自主財源を活用

- ・軽費老人ホーム(ケアハウス) ※(介護予防)特定施設入居者生活介護併設施設
- ・養護老人ホーム ※(介護予防)特定施設入居者生活介護併設施設
- ・Aグループ(経験・技能のある介護職員)＞Bグループ(他の介護職員)とするため、Bグループ(他の介護職員)の職務手当の一部に法人自主財源を活用します。

## ※対象外事業

地域包括支援センター、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援及、介護予防支援)、移動支援、日中一時支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援(移行)、  
地域相談支援(定着)、地域活動支援センター、入浴サービス、診療所、委託事業

## 2. 対象職員

(介護保険事業)

### ・A グループ(経験・技能のある介護職員)

介護福祉士であって、当法人に令和4年3月31日付で勤続10年以上の経験・技能ある介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者(以下、「経験・技能のある介護職員」という)

### ・B グループ(他の介護職員)

Aグループ以外の介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者

### ・C グループ(その他の職種)

介護職、障がい福祉人材、医療職(医師、機能訓練指導員、看護職員、薬剤師、)以外の一般職員をいう。具体的には、生活相談員、栄養士、施設介護支援専門員、主事、技術員、洗濯業務、調理員、運転業務等に従事している一般職員をいう。

(障害福祉サービス)

### ・A グループ(経験・技能のある障害福祉人材)

介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士であって、当法人に令和4年3月31日付で勤続10年以上の経験・技能ある生活支援員、職業指導員、サービス提供責任者、サービス管理責任者、福祉専門職員(以下、「経験・技能のある障害福祉人材」という)

### ・B グループ(他の障害福祉人材)

Aグループ以外の生活支援員、職業指導員、サービス提供責任者、サービス管理責任者、福祉専門職員、目標工賃達成指導員、賃金向上達成指導員

### ・C グループ(その他の職種)

介護職、障がい福祉人材、医療職(医師、機能訓練指導員、看護職員、薬剤師、)以外の一般職員をいう。具体的には生活相談員、栄養士、主事、技術員、洗濯業務、調理員、運転業務等に従事している一般職員をいう。※兼務の場合は職務手当を支給している職種でグループ分けを行う。

(その他)

### ・A グループ(経験・技能のある介護職員)

介護福祉士であって、当法人に令和4年3月31日付で勤続10年以上の経験・技能ある介護職員(以下、「経験・技能のある介護職員」という)

### ・B グループ(他の介護職員)

Aグループ以外の介護職員

### ・C グループ(その他の職種)

介護職員以外をいう。具体的には、管理者、機能訓練指導員、看護職員、生活相談員、栄養士、介護支援専門員、主事、技術員、洗濯業務、調理員、運転業務等に従事している職員をいう。

### 3. 賃金改善内容

【支給時期】：月例給与	
【支給項目】：職務手当	
対象 (配分比率)	月額
Aグループ(経験・技能のある介護・障害福祉人材)：常勤 (1超)	10,000円
Bグループ(他の介護・障害福祉人材)：常勤 (1)	※ 10,000円
Cグループ(その他の職種)：常勤 (0.5以下)	4,500円
Aグループ(経験・技能のある介護・障害福祉人材)：非常勤 (1超)	時給 80円
Bグループ(他の介護・障害福祉人材)：非常勤 (1)	※ 時給 80円
Cグループ(その他の職種)：非常勤 (0.5以下)	時給 30円

※常勤(非常勤)Aグループ(経験・技能のある介護・障害福祉人材)＞常勤(非常勤)Bグループ(他の介護・障害福祉人材)となるよう常勤(非常勤)Bグループ(他の介護・障害福祉人材)には法人持ち出し分を含みます。